

# 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部改正の概要

令和7(2025)年1月1日施行

## 改正の背景

本条例は、県民の歯及び口腔の健康づくりを推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、平成22年12月に制定、平成23年4月1日より施行されている。

一方、制定から13年が経過しており、その間、東日本大震災をはじめとした大規模災害、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが発生するなど、歯と口腔を取り巻く環境は変化している。

そのため、災害時や感染症まん延時における医療体制の確保や、オーラルフレイル等の新しい概念等を条例に位置付けることにより、県民の更なる健康の保持増進、健康寿命の延伸に寄与できるよう、所要の改正を行うものである。

## 改正の内容

### 【第1条(目的)】

歯及び口腔の健康づくりを推進することにより、県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする旨を追記

### 【第2条(基本理念)】

歯及び口腔の健康づくりが健康寿命の延伸に欠くことができない旨を追記するとともに、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けられる環境の整備という基本理念に「生涯にわたり」を追記

### 【第8条(事業者及び保険者の役割)】

保険者の役割として、本条例の基本理念にのっとり、被保険者の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努める旨を追記

### 【第13条関係(学習の機会の提供等)】

県は、オーラルフレイルの予防等のために必要な措置を講ずるものとする旨を規定

※オーラルフレイル: 食べこぼしやむせがある、噛めない食物が増える、口の中が乾燥するなど、口腔機能の衰えであり、適切な対応により機能回復が可能な状態

### 【第15条関係(災害の発生時等における措置)】

県は、災害の発生時又は感染症のまん延時において歯科保健医療サービスの提供を確保するため、平時及び災害の発生時等において必要な措置を講ずる旨を規定

### 【その他】

厚生労働省の定義を踏まえ、条例上の「検診」を「健診」に改正

## 附 則

令和7(2025)年1月1日から施行